

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号及び報告第2号の以上2件につきまして、理事者から説明願います。

○菅原観光スポーツ部長 議案第1号の令和6年度旭川市一般会計補正予算の観光スポーツ部所管分につきまして、御説明申し上げます。補正予算書の4ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、歳出、10款6項1目保健体育総務費の新規事業、花咲スポーツ公園再整備費3千543万6千円でございます。こちらは、花咲スポーツ公園の再整備に関しまして、現総合体育館の建て替えによる新アリーナの建設及び周辺の整備手法等の検討に向けた官民連携導入可能性調査業務及び新アリーナの規模や機能等を検討する新アリーナ等基本計画策定業務を委託等しようとするものでございます。

財源は、国庫支出金が1千万円、一般財源が2千543万6千円となっております。

以上が、観光スポーツ部所管の補正予算でございます。よろしくお願いたします。

○岡田建築部長 報告第2号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和6年1月30日に旭川市春光1条8丁目におきまして、市営住宅春光6区団地改良6号棟の屋根からの落雪により、隣家敷地内の物置が破損した事故でございます。本市の過失割合は100%であり、その損害賠償の額を19万8千円と定め、本年3月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和6年第1回臨時会提出議案に関わる事項であります、忠和6条道路線改良工事等に係る変更契約の締結について、理事者から報告願います。

○富岡土木部長 報告第3号、専決処分の報告につきまして、総務部の所管ではございますが、土木部に関わりがございますので、順次、御報告いたします。

整理番号1及び2は、いずれも令和5年6月30日に議決をいただいた工事請負契約の変更に関するものでございます。整理番号1の忠和6条道路線改良工事につきましては、冬期施工に伴う除排雪数量の増加などによりまして、契約金額1億9千965万円を2億108万円に、整理番号2の平成大橋長寿命化(耐震補強)その2工事につきましては、橋桁を支える支承部を交換する作業量の増加などによりまして、契約金額1億7千930万円を1億8千605万4千円に変更したもので、いずれも令和6年3月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項であります、花咲スポーツ公園再整備基本構想の策定について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 花咲スポーツ公園再整備基本構想の策定について、御説明をさせていただきます。配付させていただきました資料の花咲スポーツ公園再整備基本構想(案)に対する意見提出手続の結果についてを御覧ください。

本基本構想の策定に際して、2月15日から3月15日の間、パブリックコメントを実施し、個人6件、団体2件、計8件の意見をいただきました。意見の主な内容といたしましては、人口減少や高齢化を危惧したものや、全国大会誘致も可能なコンパクトで実用性のある体育館建設をお願いする、また、一大事業なので中途半端なものにならないよう予算を確保すべきなどの御意見をいただきました。これらの御意見に対する考え方もお手元の資料に記載しておりますが、今後、具体的な検討を進める中で参考とするものなどであり、基本構想につきましては、基本構想案から一部、文言の修正はございましたが、内容に変更はございません。

今後は、策定した基本構想に基づき、新アリーナの基本計画策定に向けた作業を進めてまいります。

観光スポーツ部からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○高橋ひでとし委員 まず、花咲スポーツ公園再整備基本構想につきましては、4月10日開会予定の臨時会で審議すべき補正予算案にも同趣旨の項目が提示されておりますが、今回の私からの質疑につきましては、あくまで、先ほど御説明がありました、基本構想案に対する意見提出手続の結果に対するものに限って行わせていただきます。

意見の内容を見ますと、批判的意見というのはあまり見られずに、例えば、体育館の今後についてとても夢のあるプランだと感じました、各競技における全道・全国大会開催における経済効果は極めて大きいと考えますとか、たくさんの大規模大会や各種全道大会の打診があるにもかかわらず、断らざるを得ない状況でした、経済効果の面でも大きなマイナスだったとか、北海道第2の都市にプロスポーツやライブ・コンサートなど、多目的用途に対応した多目的アリーナ建設に大いに賛成など、市民から再整備基本構想を歓迎する意向が複数示されていることが看取されます。もっとも、本市財政を監視、監督すべき立場にある私たち市議会議員としては、3つの問題について、冷静、客観的な視点からチェックを加えなければなりません。つまり、①無駄遣いになってしまわないかどうかという点、②同じものを2つ造らないようにするために既存の東光スポーツ公園基本計画との整合性をどうするのかという点、③室内スポーツのみならず、野球やサッカーなどの屋外スポーツの市民需要への対応を今後どうするのかという問題です。そこで、この3つの問題について質疑いたします。

まず、①財源についてです。無駄遣いになってしまわないかという点について、これまでの本会

議、委員会等における私や他の委員からの質疑に対して、担当部局として、施設建設の財源につき、PFIやBTコンセッションといった官民連携による民間活力導入によって、市民から預かった税金による支出を最大限、最小限度に抑えて、民間企業の資金活用を積極的に検討する旨の回答が、これまで何度もなされてまいりました。そこで、この点に関する、現時点における担当部局の見解を改めてお示しください。

**○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長** 官民連携につきましては、今回策定をいたしました花咲スポーツ公園再整備基本構想におきまして、整備コストの縮減や平準化、新たな魅力の創出のため、民間活力の活用を検討することとしております。その手法は、PFI法に基づくBTOやコンセッション方式など、様々ありますことから、どのような手法が本市に合っているのか、市にとってのメリットはあるのかなど、従来の手法を含めて検討を行ってまいります。また、民間事業者からの問合せにつきましては、これまで複数寄せられておりまして、本市の状況を説明してまいります。

**○高橋ひでとし委員** 民間事業者からの問合せが複数寄せられているということですので、PFIやBTコンセッション、その可能性が十分に見込まれるところかなというふうに理解します。市民から預かっている税金を建設費全てに使用するの、やはり最後の手段であり、民間企業の資金活用が十分に期待できる現状であれば、本整備計画、実施を進めていくことに問題ないとは考えられます。ぜひとも担当部局のこれまで同様のPFI、BTコンセッション等の実現に向けた御尽力に期待いたしたいと存じます。

次に、②東光スポーツ公園計画との整合性について質疑いたします。単純に考えて、東光スポーツ公園計画が最初にあって、その後に花咲スポーツ公園再整備基本構想が出来上がった、そういうような点から、東光スポーツ公園計画は要らなくなったのではないかと。同じものを2つ造る必要はないのではないかとというふうに直感的には感じられます。東光スポーツ公園計画と花咲スポーツ公園再整備基本構想の相違点、特に、どうして花咲スポーツ公園再整備基本構想が実行されてもお、東光スポーツ公園計画の実施が必要であるのかという点について、相互の役割分担を含めて、担当部局の見解を御説明ください。

**○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長** 東光スポーツ公園につきましては、平成28年4月に複合体育施設に関する基本計画を策定し、体育館、小体育館及び武道館を建設することとしております。今回の基本構想におきまして、現総合体育館のキャパシティを超える利用ニーズがありますことから、両施設を建設することで、これまで実施できていない大会の開催や市民利用につなげてまいりたいと考えております。

また、花咲と東光の違いでございますが、花咲が市民利用に加えプロスポーツやコンベンションでの利用、アリーナ周辺への商業施設の設置などにより、地域のにぎわい創出の核となる施設を想定しております。

一方、東光スポーツ公園の体育施設につきましては、スポーツの市民利用や大会開催等に特化した施設としております。両施設を合わせまして全国規模の大会にも対応できることなど、市民のスポーツ環境の向上を目指すこととしていただいております。

**○高橋ひでとし委員** 1つ目は市民ニーズへの対応ということ、それから2つ目は全道、全国大会実施による経済波及効果等が見込まれると、そういう点をお示しいただいたというふうに理解いた

します。役割分担の明確化による市民ニーズへのさらなる適切な対応という見地からは、その必要性は一応のところ肯定できるのかなというふうに評価いたします。

では、相互の役割分担の明確化という見地から、具体的にどのような施設を一方に建設し、どのような施設を他方に建設するのかなどの計画について、現時点での見込みをお示しください。

**○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長** 基本構想では、花咲スポーツ公園の新アリーナにつきまして、市民利用に加え、東光スポーツ公園との役割分担をした上で、空きが想定される日数をライブやコンベンション、プロスポーツなど興行に充てることで、収益の向上を目指すとともに、アリーナ周辺への民間企業の誘致などにより、公園や地域のにぎわいの創出や活性化、本市の財政負担の軽減につなげてまいりたいと考えております。

また、東光スポーツ公園の体育館につきましては、現在の総合体育館と同じように市民利用や大会等を受け入れることで、花咲との役割分担をしてまいりたいと考えてございます。

**○高橋ひでとし委員** 東光スポーツ公園についてはスポーツの市民利用とか、大会等を重視すると。それに対して花咲というのはどちらかという、商業的なものをイメージしていると、そういうような役割分担があるということでございます。これ、次の質問にもつながる話なんですが、③屋外スポーツへの市民のニーズへの対応についてです。

最後に、野球やサッカーなどの屋外スポーツへの市民ニーズへの対応をどうするのかについて質疑いたします。役割分担や整合性というものを徹底するならば、東光スポーツ公園は、花咲スポーツ公園とは違った施設、同じものじゃなくて、そういうことを考慮すべきではないかと考えます。旭川市は高校野球北海道大会の決勝が行われる聖地であるということ。それから、慶應義塾大学が夏合宿を実施しており、野球人口も多いことを踏まえれば、野球に使用可能な施設の設置こそ検討すべきではないかと考えます。もちろん同様にサッカーも非常に盛んな地域でございますので、サッカーにも利用可能な、特に冬場における利用可能な施設の設置を検討すべきではないかというふうに考えられます。冬の間、雪に覆われる旭川の特殊性を考慮すれば、冬でも、例えば自動車の大規模展示会のイベントにも利用可能なドーム型の野球やサッカーなどへの使用可能な施設、札幌のつどーむとか、あと、秋田県大館市の大館樹海ドームなどを参考としたドーム型の施設建設も検討すべきではないかというふうに考えます。現に、今回の意見内容の中にも、スタルヒン球場と東光ドリームスタジアムの両方とも屋根が設置されるとよいと思う（ほか1件）というのが、実際に寄せられていて、その意見は複数寄せられているということでもあります。屋外スポーツへの市民ニーズへの対応をどうするのか、この点に対する担当部局の見解をお示しいただいて、私の質疑を終わります。

**○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長** 屋外スポーツにつきましても、冬季の利用場所が足りていないとの声がありますことから、今回の基本構想におきまして、花咲スポーツ公園内の新たな機能導入検討施設として、防災機能やストリートスポーツなどに加え、硬式野球や少年野球、サッカーなど屋外スポーツの冬季利用ができる屋内練習場についても、設置の可能性について検討しているところでございます。

**○菅原委員長** 他に御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○菅原委員長** なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様

から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午後1時20分